

福岡県公報

平成28年7月22日
第3811号

目次

告示(第588号-第590号)

- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出(市町村施行)(都市計画課)……………1
- 青少年に有害な図書類の指定(青少年育成課)……………1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更(会計管理局会計課)……………1

公告

- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等(中小企業振興課)……………2
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請(社会活動推進課)……………2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請(社会活動推進課)……………3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(社会活動推進課)……………3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(社会活動推進課)……………3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(社会活動推進課)……………3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(社会活動推進課)……………4
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………5
- 平成28年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防防災指導課)……………5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請(社会活動推進課)……………5
- 大規模小売店舗の新設の届出(中小企業振興課)……………6

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始(用地課)……………7

雑報

○平成27年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告(市町村支援課)……………8

告示

福岡県告示第588号

飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業の施行者である飯塚市から、換地処分を完了した旨の届出が平成28年7月6日付けであったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第589号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代8月号	雑誌15183-8	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント8月号	雑誌15115-8	マイウェイ出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第590号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	113	糸島市浦志二丁目3番1号 糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 松山一秀	糸島市浦志二丁目3番1号 糸島保健福祉事務所内	平成28年 6月21日
旧		糸島市浦志二丁目3番1号 糸島保健福祉事務所内 糸島食品衛生協会 会長 安徳陽一		

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市西福岡三丁目4454番6及び4454番16から4454番23まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市田久二丁目11番12号
トーセツ商事株式会社
代表取締役 湯山 智一

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 TSUTAYA BOOK GARAGE 福岡志免
 - (2) 所在地 糟屋郡志免町田富一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市瀬高町坂田字中園ノ三887番1、887番8、888番1、888番3及び889番2並びに字大畑ノ二1024番1、1024番2及び1026番1の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
八女市蒲原1363番地
オーケイ・アセットマネジメント
代表取締役 大坪 和也

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人アーチリンク

(2) 代表者の氏名

青木 日吉

(3) 主たる事務所の所在地

糸島市二丈福井1137番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、単身者、高齢者、母子家庭、父子家庭及び生活困難者に対して、相互扶助に関する事業を行い、生活に係る問題の改善や解決を図り、生活の向上と幸福感の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人キャンパス

(2) 代表者の氏名

田原 誠治

(3) 主たる事務所の所在地

田川市大字伊田2792番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及びその家族、並びに地域住民に対して、障がい者の自立

と社会参加、生活支援、権利の擁護に関する事業を行い、障がい特性に応じたニーズを的確に把握し、これまで培ってきた専門性を発揮し、障がい者本位の視点に基づく障がいサービスを提供し、従来よりもさらに地域社会の中で障がい者との共存を実現し、誰もが住みよい社会を創造することに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まちづくり地域自立就労支援センターアタック

(2) 代表者の氏名

片原 次雄

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫野市二日市西一丁目7番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑紫野市、太宰府市、那珂川町の同和地区をはじめとする就職困難な人々に対して、雇用の促進と就労に関する事業や地域住民に対して環境保全に関する事業、人権啓発に関する事業等を行うことにより、地域の生活環境の向上、まちづくりの推進、住民の福祉の増進及び人権擁護に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いやしのさと

(2) 代表者の氏名

追立 真司

(3) 主たる事務所の所在地

京都郡みやこ町国分1396番地

(4) 定款に記載された目的

本会は、人のいのち、価値観、生き方の尊厳を基本とし、高齢者、障害者、その家族等、弱い立場におかれている人が、それぞれ自分らしく暮らせる環境づくりとその支援を通して、ほのぼのとしたところ豊かなまちづくりに寄与し、いやしのある生き活きた福祉社会の建設に協力することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人共同参画実行ネット

(2) 代表者の氏名

三隅 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市小倉南区葉山町二丁目3番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会を構成するすべての人びとが、男女共同参画基本法が定めるあらゆる分野の活動を行い、相互に協力して活力ある社会を築くことができるための拠点となることにより、共同参画を実現することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福祉グループほむら

(2) 代表者の氏名

中島 孝子

(3) 主たる事務所の所在地

筑紫野市二日市西一丁目7番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑紫野市、太宰府市、那珂川町の同和地区を始めとする高齢者、障害者等の支援が必要な人たちに対して、自立に向けた相談事業、生活支援事業、配食サービス事業などを行い、人権の擁護及び保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字後原745番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市大崎797番地10サニーハイツⅡ101号
古賀 英二

公告

平成28年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施する講習
消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）
- 2 受講対象者
 - (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者
 - (2) 消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内の者（諸事情により、受講していない者も対象となる。）
- 3 講習科目等
 - (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
 - ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
 - イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
 - ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点

エ 消防設備士の責務

オ 特異な火災事故例及びその問題点

カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点

イ 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領

ウ 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点

エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

(1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類）
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成28年9月7日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 公立大学法人北九州市立大学	北九州市小倉南区北方四丁目2-1
平成28年9月8日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成28年9月9日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

平成28年9月12日 (月曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年9月13日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成28年9月14日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成28年10月18日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	飯塚市 飯塚地区消防本部	飯塚市 片島三丁目16-8
平成28年10月19日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成28年10月20日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年10月26日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米ビジネスプラザ	久留米宮ノ陣 四丁目29-11
平成28年10月27日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年10月28日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成28年11月10日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜 一丁目3-3
平成28年11月11日 (金曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成28年11月22日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年11月24日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年11月25日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年11月29日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成28年11月30日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成28年12月1日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成28年12月2日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成28年12月6日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上

特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上
-----------------	-----	-----

講習時間は、午前9時15分から午後5時00分までとする。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号セレス赤坂門ビル5階 一般財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成28年7月15日（金）から交付する。

(2) 受講料

受講料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は平成28年7月19日（火）から平成28年8月19日（金）までの間、郵送による場合は平成28年8月19日（金）までの消印のあるものに関し、一般財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押し印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続の問合せは、一般財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人うきはのあん

(2) 代表者の氏名
太田 唯己

(3) 主たる事務所の所在地
うきは市吉井町1366番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、うきは市地域で事業をおこなう企業、団体、一般市民に対して、まちづくりプランニング、地域資源の価値を高める商材開発、認知度促進のプロモーション、事業プロデュース等の支援活動とITによる新しいプラットフォームを形成することによって、地域の経済発展に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成28年7月8日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス南泉店
- (2) 所在地 行橋市大字矢留815番2 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成29年3月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,721平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地内	72
合計	72

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地東側	22
合計	22

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	50
合計	50

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	10.37
合計	10.37

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年7月22日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・3・47号日明渡船場線（中原）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
北九州市戸畑区新池三丁目	5110番3	宅地	40.35（38.90）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積40.35平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

鈴木康禎

福岡市城南区別府四丁目14番13-306号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年7月8日

雑報

福岡県市町村共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年7月22日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 井上澄和

損益計算書の要旨

経理区分	短期	長期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	預託金 管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収入													
負担金	7,091,306	11,282,696	8,422,028	497,894	17,708			238,092	266,323				
損金(組合員保険料を含む)	7,204,149	5,641,373	5,723,199	497,889					200,739				
特定健康診査等収入									74,459				
組合員貸付金利息											89,108		
受託商品手数料												12,106	
補助金・交付金	694,044							77,122		459,801	465		
利息及び配当金等	788					43,034	38,680	573	1,475				1
その他の収入	13,988								1	2,822	1	3,642	
他経理から繰入金								44,107					
前年度支払準備金	1,127,700												
計	16,131,975	16,924,069	14,145,227	995,783	17,708	43,034	38,680	359,894	542,997	462,623	89,574	15,748	1
支出													
給付金	7,247,749												
役員員給与													
旅費・事務費								172,626	34,112	4,565	14,323	2,359	
支払利息						43,034	38,680	20,594	4,402	5,406	4,170	1,514	
前期高齢者納付金、後期高齢者・後援支援金	5,701,279									382,827	50,274	2,121	
老人・退職者拠出金、介護納付金	1,302,292												
連合会払込金	175,618										4,693		
連合会拠出金	582,204												
連合会分担金									5,780				
負担金払込金・損金払込金	16,924,069	16,924,069	14,145,227	995,783	17,708								
事務費負担金払込金								105,819					
厚生費(保健事業)									518,994				
特定健康診査等費									19,542				
その他の支出	8,603							51,942	19,311	12,994	12,260	9,450	
他経理へ繰入金	44,106												
次年度支払準備金	1,120,804												
計	16,182,655	16,924,069	14,145,227	995,783	17,708	43,034	38,680	350,981	602,141	405,792	85,720	15,444	0
差引当期利益又は当期損失金(△)	△ 50,680	0	0	0	0	0	0	8,913	△ 59,144	56,831	3,854	304	1

貸借対照表の要旨

資産													
流動資産	2,473,100	4,762,373	2,011,788	139,819	2,495	288,745	212,976	949,017	2,163,702	6,823,195	147,388	467,033	513
固定資産						5,995,731	6,323,180	13,269	1	63,696,880	#####		
資産合計	2,473,100	4,762,373	2,011,788	139,819	2,495	6,279,476	6,536,156	962,286	2,163,703	70,520,075	#####	467,033	513
負債													
流動負債	663,247							10,818	10,655	65,046,438	163	739	
固定負債	1,120,804					6,279,476	6,536,156	448,557	89,758	1,501	#####	337,000	
負債合計	1,784,051	4,762,373	2,011,788	139,819	2,495	6,279,476	6,536,156	459,375	100,413	65,047,939	#####	337,739	0
純資産													
資本剰余金													
利益剰余金(欠損金)	689,049							502,911	2,063,290	5,472,136	#####	129,294	513
純資産合計	689,049	0	0	0	0	0	0	502,911	2,063,290	5,472,136	#####	129,294	513
負債・純資産合計	2,473,100	4,762,373	2,011,788	139,819	2,495	6,279,476	6,536,156	962,286	2,163,703	70,520,075	#####	467,033	513